商法予備令７－２９　肢ウ

第１．肢の結論

誤っている

第２．商人間の売買において，買主が受領を拒んだ場合の取扱い

１．問題の所在

商人間の売買において，買主は，受領を拒んだ。この場合，売主は，どのような対応がとれるか問題となる。

２．結論および理由

（１）結論

相当な期間を催告した後に，競売をすることができる（商法５２４条１項本文)。例外として，商品の低落の恐れがある場合，催告をしないで，競売に付すことができる（商法５２４条２項)。したがって，条件なく，直ちに競売に付すことができるとする肢は誤り。

（２）理由

まず，一般的には，買主が受領を拒むでも，義務違反ではない（民法４１３条)。権利者であって受け取る義務はないからである。売主として，取れる処置は，供託（民法４９４条１項１号，商法５２４条１項）と考えられる。したがって，競売を付すことはできないと思える。しかし，不当である。供託のみ手段として取れるとすると，債権の回収が遅れてしまう。商人間の場合，大量に物を取引していることも想定される。そこで，簡易迅速に決済をして，債権回収できる権利を売主に認める必要がある。

この状況を受けて，５２４条１項は，競売による回収手段も許容した。

もっとも，受領を拒んだ買主から見ると，直ちに競売されると，受領の期待が奪われる。あくまでも，受け取るのは義務ではない。そこで，手続保障として，相当の期間を定めて催告という手続を原則，いれることで，買主の期待を保護した。

ただ，生ものなど，時の経過によって，価値が下がってしまう者もある。この場合は，売主を保護して，直ちに競売できるとした。

買主は，商人として取引している。したがって，時の経過によって，価格低落が生じる場合は，把握できるはずである。この場合は，買主としては，受領協力すべきであり，それを怠った買主の期待は保護に値しない。よって，この結論はやむを得ないと解する。

以上